

# 令和6年度豊前市基幹系システム調達業務 プロポーザル実施要領

## 1 適用

この要領は、豊前市（以下、「本市」という）における住民情報等を管理する基幹系システムについて、新たな基幹系システムサービスの提供及びシステム移行業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その手続きを定めるものである。

## 2 業務委託の概要

### (1) 名称

令和6年度豊前市基幹系システム調達業務（以下「本業務」という。）

### (2) 内容

別冊「令和6年度豊前市基幹系システム調達業務調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### (4) 委託範囲

本業務の委託範囲は、上記(1)に掲げるシステムの導入及びシステム（アプリケーション）のライセンス費用に係るものであり、本業務に必要となる機器等については、庁内に設置するサーバ等を最小限としたうえで、その導入に係る作業及び費用を含めることとする。

### (5) 本業務の委託金額

本業務の委託金額は、本プロポーザルを通じて徴取する見積の金額を参考に、本市と優先交渉権者の間で定める。

### (6) 委託条件

本件については、本業務に係る委託金額以外に、本業務に必要となるサービス（パッケージ利用料を含む）等の利用開始からのランニング費用（本市がデジタル庁もしくはCSP（（本業務受託者が指定するガバメントクラウド事業者））と契約することによって発生する、ガバメントクラウド利用料を含む）を事業者選定に際しての評価対象とする。

ただし、提示された総額が、本市の予算等に合わない場合は、本業務委託を含め、改めて検討することとする。

## 3 選定方法

選定に当たっては、提案事業者より提出された企画提案書等による書類審査、価格評価、およびプレゼンテーションによる審査を実施し、別紙1「評価項目及び評価基準」に基づき総合的に審査することで、最も優れた提案があった者を優先交渉権者に決定する。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、参加資格確認基準日は、公募開始日とする。

- (1) 福岡県内に本社、支店、支社等の事業所を開設しており、法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (4) 豊前市財務規則（昭和 41 年規則第 4 号）第 92 条第 2 項に規定する名簿に登録されている者であること。ただし、登録がない場合は、参加申込時に登録に必要な書類を提出し、審査の結果、登録可能であると認められた者であること。
- (5) 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 参加意向申出日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は豊前の指名競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 福岡県内の市町村における基幹系システムの保守・運用を含む複数の同種の受注を受け、適正に実施した実績を有すること。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）
  - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (11) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属しない者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

## 5 参加方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書兼誓約書等を提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書兼誓約書【様式 1】
- イ 事業者概要【様式 2】（添付書類を可とする。）  
 登記簿謄本の写し、及び納税証明書の写し（未納のない証明書）を添付すること。

- ウ 福岡県内の市町村における本業務に類似したシステムの受注及び保守・運用にかかる実績報告書【様式任意：ただし各実績における発注先の名称及び契約所管部署名を記載すること】
- エ 本市と同規模の市における、過去3年間の制度改正対応にかかるシステム改修の実績報告書【様式任意】
- オ 役員等調書及び照会承諾書【様式3】（既に本市の入札参加資格登録を行っている場合、提出不要とする。）

**(2) 提出部数**

上記(1)の提出書類各1部

**(3) 提出方法及び提出時の資料提供**

「13 担当部署（事務局）」まで持参すること。郵送や電子メールによる提出は認めない。

**(4) 提出期限**

令和6年10月7日（月）午後5時まで

**(5) 参加表明書兼誓約書等の無効**

参加表明書兼誓約書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知する。

- ア 「4 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合

**6 質問及び回答**

**(1) 提出方法**

質問書【様式4】にて「13 担当部署（事務局）」のメールアドレスにメールで提出し、その後、電話で着信を確認すること。

**(2) 提出期限**

令和6年10月7日（月）午後5時まで

**(3) 回答**

令和6年10月11日（金）までに、全ての質問に対する回答を取りまとめ、メールで回答する。

**7 企画提案書等の提出**

企画提案書等は、別紙2「令和6年度豊前市基幹系システム調達業務 企画提案書等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。

**(1) 提出書類**

- ア 企画提案書（様式任意：A4版縦に左側二カ所綴じとすること）
- イ 「システム導入責任者」と「現場責任者」の経歴等【様式5A、5B】  
「システム導入責任者」と「現場責任者」が兼務の場合、【様式5A】を用いること。
- ウ 見積書【様式任意】及び見積内訳書【様式6】
- エ 業務スケジュール及び工数【様式7】

**(2) 提出部数**

上記(1)の提出書類正本 1 部、副版 1 2 部（正本には使用印鑑を捺印し、副版は正本のコピーを用いること）。また、電子データを CD へ保存し提出すること。

**(3) 提出方法**

「13 担当部署（事務局）」まで持参すること。郵送や電子メールによる提出は認めない。なお、本市に対し事前に来訪時間を伝えること。

**(4) 提出期限**

令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）午後 5 時まで

**(5) 企画提案書等の無効**

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、書面により、その旨を通知する。

- ア 「4 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合

**(6) 見積書等作成の留意点**

見積書及び見積内訳書に本業務の委託費用および利用開始から 1 か年分のランニング費用を計上すること。

詳細は、別紙 2 「令和 6 年度豊前市基幹系システム調達業務 企画提案書等作成要領」の「3 企画提案書等の作成上の留意点 (3) 見積書及び見積内訳書」に従って作成すること。

**(7) その他留意事項**

- ア 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類の差替え及び再提出は、原則認めない。
- ウ 提出書類の返却は行わない。
- エ 提出書類の情報公開請求があった場合は、豊前市個人情報保護法施行条例（令和 5 年 3 月 20 日 条例第 11 号）に基づく不開示情報を除き、原則公開するものとする。

**8 プレゼンテーションの実施**

**(1) 方法**

企画提案書提出事業者は、次の内容に沿って、プレゼンテーションを実施する。

- ア 提案概要説明（30分）  
提案内容に基づき、別紙 1 「評価項目及び評価基準」の提案概要説明に沿ってプレゼンテーションを実施する。
- イ 質疑応答（20分）  
企画提案書及び提案概要説明の内容について質疑応答を行う。

**(2) 日時及び場所**

令和 6 年 1 1 月 6 日（水）

※ 時間及び場所については、別途連絡する

### (3) その他留意事項

#### ア 「システム導入責任者」と「現場責任者」による提案概要説明

提案概要説明は、システム導入等を担う「システム導入責任者」と、機能要件や帳票の確認等について本市との協議を担う「現場責任者」の双方、又は両者を兼ねる者が実施すること。「システム導入責任者」及び「現場責任者」以外の者によるプレゼンテーションであることが判明した場合は、選定結果の通知後であっても失格とする。

#### イ 提案概要説明に必要な機器等の準備

提案概要説明（プレゼンテーション）に際して必要な機器のうち、プロジェクタ、パソコンとプロジェクタの接続ケーブル及びスクリーンは本市が用意する。パソコン等の機器は提案事業者において用意すること。

また、提案概要説明において、提出済の提案書とは別に書類がある場合は、当日説明の際に準備すること。（部数については提案書の部数と同じ）

#### ウ プロポーザル実施

プロポーザル参加者が1者のみの場合でも審査・評価は実施し、選定委員会が適切な事業者であると判断した場合は、受託候補者とする。

## 9 選定結果の通知

結果通知日 令和6年11月12日（火）

選定結果については、審査後、メール及び書面により通知する。なお、選定の評価については公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。

## 10 委託について

### (1) 手続等

審査の結果選定された優先交渉権者と、発注価格及び支払条件、実施体制、「機能要件一覧」への対応、非機能要件の確認、自治体システムの標準化への対応等の確認を行う。また、協議が整った段階で事業者を特定し、契約を締結する。

なお、選定された優先交渉権者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他情報セキュリティが確保できていないなどの理由により優先交渉権者との契約が締結できない場合は、次点者を優先交渉権者とする。

### (2) プロポーザル参加者間における再委託の禁止

プロポーザルにおいて選定された優先交渉権者に対し、優先交渉権者以外の者が、本業務履行に必要な物品又は役務を供給することを禁止する。

ただし、受託者が本業務の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、本市が了承した場合は、この限りでない。

## 11 スケジュール

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1) 参加表明書兼誓約書提出期限   | 令和6年10月7日(月)午後5時まで  |
| (2) 質問書提出期限         | 令和6年10月7日(月)午後5時まで  |
| (3) 質問書に対する回答期限     | 令和6年10月11日(金)       |
| (4) 企画提案書等提出期限      | 令和6年10月31日(木)午後5時まで |
| (5) プレゼンテーション等実施予定日 | 令和6年11月6日(水)        |
| (6) 選定結果通知予定日       | 令和6年11月12日(火)       |

## 12 瑕疵がある場合

提出書類等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審議し、その取扱いについて決定するものとする。また、その瑕疵が重大又は悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消すこともある。

## 13 担当部署（事務局）

豊前市役所 デジタル化推進室デジタル化推進係（担当：有吉、藤田）

連絡先住所：〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地

TEL：0979-82-1118（ダイヤルイン）

E-mail：jyohou@city.buzen.lg.jp

以上